

令和4年第8回 神川町農業委員会総会議事録

開催年月日及び開催場所		令和4年8月25日(木) 神川町役場本庁舎3階 第1・第2会議室							
開議時刻及び宣告者		午後1時30分 会長 櫻澤 泰信							
閉会時刻及び宣告者		午後2時25分 会長 櫻澤 泰信							
議長	櫻澤 泰信	議事参与制限委員数	なし		傍聴者数	1名			
出席した事務局職員		事務局長：堀口 二三夫 事務局長補佐：高橋 和宏 主事：渡辺 玲香							
委員出席状況	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
	1	松原 良治	○	9	藤牧 重徳	○	推4	西口 学	欠
	2	原口 幸雄	欠	10	坂本 等	○	推5	福嶋 志信	○
	3	長谷川 隆	○	11	野村 清太郎	○	推6	安達 彰	欠
	4	四方田 芳泰	○	12	佐藤 文雄	○	推7	町田 貴	○
	5	町田 雅文	○	13	櫻澤 泰信	○	推8	伊藤 光雄	○
	6	松本 由紀子	○	推1	金井 豊	○	推9	筑 幸広	○
	7	関根 豊	欠	推2	堀内 康男	○	推10	新井 美範	○
	8	木村 豊	○	推3	金井 眞澄	○	推11	須川 朋和	欠

会議進行状況

会議事項	発言者	顛末
開 会	事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。 農業委員会会議規則第4条の規定により、議事の進行は会長にお願いします。</p>
	議 長	<p>ただいまから、令和4年第8回農業委員会の総会を開会したいと思います。 出席委員は、13名中11名の出席です。定足数に達していますので総会は成立いたします。 それでは、慎重審議をお願いいたしまして議事に入りたいと思います。</p>
日程第1 議事録署名人及び書記の 指名について	議 長	<p>日程第1の議事録署名人及び書記の指名を行いたいと思います。 神川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名人の指名を行います。 議事録署名人は、5番 町田雅文 委員、6番 松本由紀子 委員をお願いいたします。 書記は、事務局の高橋君、渡辺君を指名いたします。</p>
日程第2 第30号議案 農地法第3条の規定による 許可申請について	議 長	<p>つづきまして、日程第2に移ります。 第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会処分）を議題とします。 農地法第3条第1項の規定により、別紙許可申請に対する処分を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請番号1番についてご説明いたします。 土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書3ページに記載のとおりです。申請地につきましては議案書4ページの位置図、5ページの案内図をご覧ください。 申請地の現況については、違反等もなく適正に管理されておりました。 受人は〇〇地内にお住まいで、主に水稻、トマト、ネギの栽培をしております。農業用機械はトラクター、耕うん機を2台ずつ、田植機、コンバインを1台ずつ所有しており、1人で農作業をしていると</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第3 第31号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について</p>		<p>のことでした。 農地を手放したいと考えていた渡人と、経営規模の拡大を希望している受人との間で売買の話がまとまったため、今回の申請に至りました。 説明は以上になります。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
	議 長	申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があればお願ひします。
	野村委員	特にございません。
	議 長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。 申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。 〔質疑なし〕</p>
	議 長	<p>よろしいですか。無いようなので採決に移ります。 第30号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願ひします。 〔全員挙手〕</p>
	議 長	全員賛成ということで、第30号議案1番については原案のとおり許可といたします。
	議 長	<p>続きまして、日程第3に移ります。 第31号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について を議題とします。 農地法第5条第3項の規定により、別紙計画変更申請に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願ひします。</p>
事務局	議案書7ページをご覧ください。本案件は、当初計画者である渡人が工場用地として昭和63年8月25日付けで転用許可を受けた事業に係る計画変更申請になります。	

会議事項	発言者	顛末
	<p>議長</p> <p>佐藤委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>申請地は〇〇の西側にある第2種農地になります。詳しくは議案書8ページの位置図、9ページの案内図をご覧ください。</p> <p>計画変更の内容としましては、〇〇市において食品製造会社を経営していた渡人は、事業所を申請地に移転し、事業を拡大する計画で昭和63年に転用許可を得ましたが、バブル崩壊とともに業績が悪化し、事業所の移転ができないまま現在に至っております。会社の経営は既に息子に引継いで渡人は引退しており、事業所移転の計画は破綻していることから、継承者の計画に変更するものです。</p> <p>継承者の〇〇株式会社は、申請地に隣接する〇〇番地で倉庫業を営んでおり、今後も需要が増える見込みであることから、申請地及び申請地に隣接する〇〇番地を取得して敷地を拡張し、新たに2棟の倉庫を建設する計画となっております。詳しくは10ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>なお、この敷地の拡張及び倉庫建設に係る費用については自己資金での対応とし、金融機関発行の残高証明書が添付されております。</p> <p>また、倉庫の建設にあたり、開発について建設課と協議済みで、8月5日付けで開発許可の申請済とのことです。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p> <p>説明のとおりです。特にございません。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p> <p>よろしいですか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第31号議案1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第4 第32号議案 農地法第5条の規定による許可申請について</p>	議長	<p>〔全員挙手〕</p>
	議長	<p>全員賛成ということで、第31号議案1番については、承認相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p>
	議長	<p>続きまして、日程第4に移ります。</p>
	事務局	<p>第32号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）を議題とします。</p> <p>農地法第5条第3項の規定により、別紙許可申請に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請番号1番についてご説明いたします。</p> <p>議案書12ページをご覧ください。</p> <p>1番の案件は、先ほど第31号議案でご審議いただきました計画変更申請に関連する5条許可の取り直しの案件になります。</p> <p>申請の内容といたしましては、第31号議案でご説明しましたとおり、〇〇株式会社が敷地を拡張し、倉庫2棟を新設するものです。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
	議長	<p>申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p>
	佐藤委員	<p>先ほどの案件と同じですので特に問題ないと思います。</p>
議長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p>	

会議事項	発言者	顛末
	議長	<p>よろしいですか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第32号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p>
	議長	<p>全員賛成ということで、第32号議案1番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p> <p>続けて、事務局は2番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請番号2番についてご説明いたします。</p> <p>土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書12ページに記載のとおりです。</p> <p>申請地は〇〇の北側およそ100メートルの位置にある農地になります。詳しくは議案書14ページの位置図、15ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地の現況につきましては、多少草が生えておりましたが、保全管理はされている様子で違反等は確認できませんでした。</p> <p>申請地は住宅や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に代えて周辺の他の土地を供することで当該事業の目的を達成できる場合は許可できませんが、本案件では周辺に代替できる土地は無いものと思われまます。</p> <p>譲受人は〇〇市に拠点を構える法人で、太陽光事業への投資先を探していたところ申請地が候補にあり、所有者の承諾が得られたことから、申請地に太陽光発電設備を設置する計画での申請となります。詳しくは16ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>なお、発電設備設置に要する資金は自己資金で対応とし、金融機関発行の残高証明書が添付されております。</p> <p>また、発電設備完成後の維持管理については、株式会社〇〇に委託する計画とのことです。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>

会議事項	発言者	顛末
	議長	申請番号2番の地区担当委員は私ですが、説明のとおりで特に問題ないと思います。
		それでは質疑に入りたいと思います。
		申請番号2番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。
		〔質疑なし〕
	議長	よろしいですか。無いようなので採決に移ります。
		第32号議案2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
		〔全員挙手〕
	議長	全員賛成ということで、第32号議案2番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。
		続けて、事務局は3番の説明をお願いします。
	事務局	申請番号3番についてご説明いたします。
		土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書12ページに記載のとおりです。なお、隣接する雑種地を一体利用する計画のため、計画全体の面積は〇〇㎡となります。
		申請地は〇〇地区にあります株式会社〇〇の北側およそ50メートルの位置にある農地になります。詳しくは議案書17ページの位置図、18ページの案内図をご覧ください。
		申請地の現況につきましては、桐の木が植えられておりましたが管理はされている様子でした。
		申請地は山林に隣接しており、傾斜地にある生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。本案件では周辺に代替できる土地は無いものと思われま
		す。譲受人は株式会社〇〇の経営を行う傍ら、個人でも不動産業を営んでおり、町内のほか〇〇市、〇〇市、〇〇市に58戸の賃貸住宅を所有しております。今回は申請地に貸家住宅1棟2戸を建設し、収益の拡大を図る計画での申請となります。詳しくは19ページの土地利用計画図をご確認ください。
		なお、貸住宅建設に要する資金については、自己資金での対応とし、金融機関発行の残高証明書が添付されております。

会議事項	発言者	顛末
	議長	<p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>申請番号3番も地区担当委員は私ですが、特に意見はありません。それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号3番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p>
	議長	<p>よろしいですか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第32号議案3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p>
	議長	<p>全員賛成ということで、第32号議案3番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p> <p>続けて、事務局は4番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請番号4番についてご説明いたします。</p> <p>土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書13ページに記載のとおりです。</p> <p>申請地は先ほどの3番の申請地に隣接している農地になります。詳しくは議案書20ページの位置図、21ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地の現況についてですが、昭和59年頃から〇〇株式会社が砂利採取事業の運搬路として一時転用許可を受けて使用していましたが、原状回復しないまま同社は倒産したため、コンクリートで覆われたような状態となっております。これについて県の担当者と協議したところ、過去の経緯や農地の場所等を考慮し、原状回復は求めないことで調整しております。</p> <p>農地区分については第2種農地と判断いたしました。本案件でも代替できる土地は無いものと思われ</p> <p>ます。</p> <p>譲受人は、倒産した〇〇株式会社が所有していた山林を買い受けましたが、進入路が無いため、申請</p>

会議事項	発言者	顛末
	<p>議 長</p> <p>坂本委員</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>地を山林の管理用通路として使用する計画での申請となります。詳しくは22ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>なお、転用に要する資金については、自己資金での対応とし、金融機関発行の残高証明書が添付されております。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>申請番号4番も地区担当委員は私ですが、特に意見はありません。それでは質疑に入りたいと思います。申請番号4番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>この申請地の先はすべて山林ですか。</p> <p>はい。そのとおりです。</p> <p>他にありませんか。無いようなので採決に移ります。第32号議案4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第32号議案4番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p> <p>続けて、事務局は5番の説明をお願いします。</p> <p>申請番号5番についてご説明いたします。</p> <p>本案件は、昨年11月の総会で審議し、「異議なし」と回答しました農振除外案件になります。土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書13ページに記載のとおりです。</p>

会議事項	発言者	顛末
	<p data-bbox="506 1023 595 1050">議 長</p> <p data-bbox="506 1118 618 1145">木村委員</p> <p data-bbox="506 1362 595 1390">議 長</p>	<p data-bbox="763 300 2096 424">申請地につきましては、議案書 23 ページの位置図、24 ページの案内図をご覧ください。 申請地の現況につきましては、篠や雑木が繁茂し、長年耕作されていない様子ですが、違反等は確認できませんでした。</p> <p data-bbox="763 443 2096 616">申請地の周辺には整備された優良農地が広がっていることから、農地区分は第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は原則許可されませんが、本案件は既存の敷地を拡張するものであるため、農地法施行令第11条第1項第2号ハ、施行規則第35条第5号に定められる不許可の例外規定に該当するものと思われます。</p> <p data-bbox="763 635 2096 807">譲受人は大字〇〇に本社を構え、申請地の隣にある事業所で主に運送事業を行っている法人で、既存の敷地では貨物車両28台と従業員の通勤車両14台の駐車スペースが不足しており置き場所に苦慮していることや、コロナ終息後には増車・増員を図る計画があることから、敷地を拡張し、申請地を駐車場として整備する計画での申請となります。詳しくは25ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p data-bbox="763 826 2096 903">なお、駐車場整備に要する資金については自己資金での対応とし、金融機関発行の残高証明書が添付されております。</p> <p data-bbox="763 922 1559 949">説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p data-bbox="763 1023 1760 1050">申請番号5番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p> <p data-bbox="763 1118 2096 1291">この件については、除外の段階で帯状に残る70㎡程の使えない農地2筆を残すような分筆をしないで転用を認めてもらうよう県と調整してもらいましたが、結局認められずダメになりました。所有者にとっても地域にとっても何のメリットもなく農地として利用できない土地が残るのはいかながなものかと思ひます。制度を改善するよう県に要望していただきたいと思っています。</p> <p data-bbox="763 1362 1760 1439">それでは質疑に入りたいと思います。 申請番号5番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>

会議事項	発言者	顛末
日程第5 第33号議案 神川町農用地利用配分計画（案）について	議 長	<p>〔質疑なし〕</p> <p>よろしいですか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第32号議案5番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	議 長	<p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第32号議案5番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p>
	議 長	<p>続きまして、日程第5に移ります。</p> <p>第33号議案 神川町農用地利用配分計画（案）について を議題とします。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>議案書27ページをご覧ください。</p> <p>農用地利用配分計画（案）の1・2番ですが、この農地はもともと須川推進委員が借り受けておりました。</p> <p>しかし、申請地に隣接する農地を借り受けていた受人がマコモダケの栽培を始めたところ、申請地に水がしみだしてしまいました。マコモダケは水を流しながら栽培する必要があるということで、双方協議した結果、申請地は受人が耕作するというので話がまとまったため、須川推進委員から受人へ再配分するものです。</p> <p>受人は〇〇株式会社の代表取締役で〇〇市にお住まいです。主にネギやオクラを栽培しています。申請地以外にも農地中間管理事業を通して農地を借りて耕作している実績があります。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
	議 長	<p>説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。</p>

会議事項	発言者	顛末
閉 会	議 長 議 長 議 長	<p>農用地利用集積計画（案）について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。 〔質疑なし〕</p> <p>よろしいですか。無いようなので採決に移ります。 第33号議案について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第33号議案については異議なしと回答いたします。</p> <p>以上をもちまして、全ての日程が終了しましたので総会を閉会といたします。 慎重審議ありがとうございました。</p>